

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	久留美 (岩宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月4日、令和6年7月23日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農家数は28戸で、内、24戸が自己完結型で水稻経営(品種:山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリ)を行っている。地区内の認定農業者1名が地域ブランドである菊と水稻の複合経営を行っている。
- ・意向調査結果では、1名が規模拡大の意向を持っている。
- ・一部の農家が、田植機の共同利用を行っている。
- ・意向調査回答者34名のうち、20名(59%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、4名が将来、規模縮小、離農の意向を有しており、今後の地域農業のあり方や、将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・作目は引き続き、水稻(品種:山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリ)、菊を中心に生産を行う。
- ・今後も引き続き、個別経営を基本としつつ、空き農地が発生した場合は、認定農業者や規模拡大志向農家に集積を図る。
- ・高齢化によって家族内労力に課題のある農家や、農業機械の更新が困難な農家への対応策として、地区内で営農組合の組織化をすすめる。また、営農組合と認定農業者・規模拡大志向農家が連携できる体制を検討する。
- ・地区内の農業者に対し、大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、オペレーターとして将来の担い手を育成する。
- ・今後、山田錦の生産も不透明な中、小粒品種のブランド化により販売単価のアップを図り、水稻経営の安定化を進める。
- ・地域として取り組める、水稻以外の有望作物を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、認定農業者や規模拡大志向農家等の担い手を中心に、農地バンクを通じた集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う利用権設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・すでに基盤整備事業は完了している。 ・作業の効率化を図るため、農地所有者の了解のもと、可能は範囲で畦畔除去等を行い、大区画化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、岩宮地区で新規就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいと連携し、多様な担い手確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫防除や、乾燥調製はJA兵庫みらいに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。